## ~「黒い雨」控訴審抜本的勝訴~

皆々様如何お過ごしでしょうか?

東京オリンピックは原子力緊急事態宣言のみならず、コロナにおいても東京・沖縄などの 緊急事態宣言、4府県の蔓延防止等重点措置期間に実施されようとしています。

放射能被ばくに関する問題では、100 万トン以上もの汚染水を海洋投棄することを政府は 決めました。

本年2月13日の地震後、1号機と3号機で水位が低下し、1号機では毎時4トンもの冷却水を注入するに至っています。デブリを冷却した水だけで1日で約100トンが海に放流されていることになります。

40年以上経過した美浜原発3号機が再稼働されました。

新自由主義路線による「人命より経済」を強行する政治が続いています。

憲法では「主権者」と言われますが、主権者の人権がないがしろにされる政治が続きます。 日本市民の見識が問われています。

避難されている方には過酷な状況が続いています。事故後 10 年、現実の生活を未来につな げねばならないときに、バブルによる家計悪化など過酷な条件に見舞われました。

10年後にして初期被曝の影響が如実に表れ始めた方もいます。

皆さん、未来を見ましょう。だてに命を守るために故郷を離れ、避難を 10 年間続けてきた のではありません。

人にやさしい政治と社会を作り出していきましょう。

日本市民、苦難に耐えることは従順にお上に従うことではなく、苦難をしなくても済む社会を作るために、一人一人が大切にされる社会を作るために、今の苦難を耐え抜きましょう。

主権者として未来を拓く変革の世界観を持ちましょう。それが私たちの生きる道です。

#### (今回のテーマ)

- (1) 広島黒い雨訴訟控訴審広島高裁判決:実に素晴らしい判決
- (2) 北海道大学の吉田邦彦教授が、矢ヶ崎克馬の『放射線被曝の隠蔽と科学』の上梓に際して、わざわざ北海道から沖縄をご訪問されて、つなごう命の会の取材と嘉手納基地周辺のフッ素化合物(PFAS, PFOS)の調査をなされました。

その時の紀行文を寄せていただきました。

2016年に「日本環境会議沖縄大会」が開催され、第5分科会「放射能公害と生存権」を「つなごう命の会」が担当させていただいた際に、吉田先生は第5分科会に参加され議論を交わしてくださいました。それ以来の再会となりました。

吉田先生は大変精力的にご活躍なされている中、「日本環境会議」や「居住福祉学会」の

理事をお勤めになり、最近「居住福祉ランチサロン」をご開設なされて、会議に伊藤路子 さんと私を招待なされました。

(http://housingwellbeing.org/news/%e5%b1%85%e4%bd%8f%e7%a6%8f%e7%a5%89%e3%83%a9%e3%83%b3%e3%83%81%e3%82%b5%e3%83%ad%e3%83%b3%e5%a7%8b%e3%82%81%e3%81%be%e3%81%99/)

災害時、特に東電福島原発事故などの際の避難者とその賠償問題・住宅問題などの課題に 篤く取り組まれております。紀行文では日ごろからの先生の豊かなご研究の一端を垣間見 ることもできます。**添付ファイル**にご紹介いたしますのでご覧ください。

(1) 広島黒い雨訴訟控訴審広島高裁判決:実に素晴らしい判決が下されました。

### (矢ヶ﨑克馬の法廷傍聴記)

7月14日に広島高裁で「黒い雨訴訟」の判決がありました。私は当初から関わっていた者 として、勝訴の期待を全身にみなぎらせて沖縄から広島にはせ参じました。

判決の法廷には傍聴者として入廷いたしました。

法廷はわずか 20 秒ほどで閉廷いたしましたが、主文の「本件各控訴はいずれも棄却する」 という原告勝訴の言葉をちゃんと聞くことができました。

何故私が傍聴できたかといえば、傍聴席入場券は、関係者に割り当てた残りの 10 席を 150 人の希望者の中から抽選するというものでしたが、広島原水協理事長の佐久間さんが当た り、それを私に譲ってくださったのです。

判決後の報告集会には弁護士以外には唯一私だけ擅上にあげられ、発言も2度ほど致しました。

はるばる沖縄からの支援者到来ということで、原告の皆さん・支援者のみなさんが、ずい ぶん大切にしてくださいました。

判決内容は、「被爆者援護法」の法律の精神に極めて誠実に対応したものです。

これ以上の勝訴はありません。

一審の判決は、①健康被害が現れた原告全員を被爆者と認める、②一切の線引きをしない、 という優れたものでしたが、被爆者認定は「健康被害が現れる」という条件でした。 今回ははるかにそれを超えるものでした。

**添付ファイル**に「判決要旨」を示しました。

その「争点2」にはこうあります。

被爆者援護法1条3号の「身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」の意義は、「原爆の放射能により健康被害が生ずる可能性がある事情の下に置かれていた者」と解するのが相当であり、ここでいう「可能性がある」という趣旨をより明確にして換言すれば、「原爆の放射能により健康被害が生ずることを否定することができない事情の下に置かれていた者」と解され、これに該当すると認められるためには、その者が特定の放射線の曝露態様の下にあったこと、そして当該曝露態様が「原爆の放射能により健康被害が生ずることを否定することができないものであったこと」を立証することで足りると解される。

また、争点3には、

「広島原爆の投下後の黒い雨に遭った」という曝露態様は、黒い雨に放射性降下物が含まれていた可能性があったことから、黒い雨に直接打たれた者は無論のこと、たとえ黒い雨に打たれていなくても、空気中に滞留する放射性微粒子を吸引したり、地上に到達した放射性微粒子が混入した飲料水・井戸水を飲んだり、地上に到達した放射性微粒子が付着した野菜を摂取したりして、放射性微粒子を体内に取り込むことで、内部被曝による健康被害を受ける可能性があるものであったこと(ただし、被曝線量を推定することは非常に困難である。)、すなわち「原爆の放射能により健康被害が生ずることを否定することができないものであったこと」が認められるというべきである。と明記されています。

被爆者援護法に盛り込まれた1条の1「被爆地域」は、政治的に内部被曝を一切なかった ことにして、初期被曝(直接外部被曝)だけに限定して「爆心地から2km」と決められ たものです。

戦後米軍支配を背景に「科学」を目くらましに事実を欺く虚構である情報操作:「知られ ざる核戦争」に日本政府が完全に従って法律にまで組み込んだものです。

判決はそれを見抜いて、根本から「被曝」条件を人道的科学的に示したものです。

「被爆地域」は、本来、被ばくを被った地域を指定するべきであり、被曝には外部被曝も内部被曝も両方取り入れなければなりません。内部被曝を被る広さ、すなわち放射性降下物のあった地域は、今までずっと無視されて来た水平に広がる原子雲の半径 15 kmをとるべきなのです。水平に広がる原子雲は、広島黒い雨の雨域および長崎被爆体験者の居住区域と基本的に重なり被爆区域とすべき広さです。

判決の内容は、まさに黒い雨の雨域および長崎では被爆体験者の居住区域が「原爆の放射能により健康被害が生ずることを否定することができない事情」に該当する地域なのです。 黒い雨訴訟の勝利、同時に連敗を喫している長崎被爆体験者訴訟の原点を明快に判示した ものです。

思えば、「原爆症集団訴訟」で内部被曝を初めて法廷で証言し、拙著『隠された被ばく』でその隠蔽をした「似非科学」を告発しましたが、当時は「内部被曝?」とその言葉さえ市民の間では未知の状態でした。

DS86の第6章で「内部被曝をもたらす放射性降下物は非常にわずかで健康被害をもたらすような量ではなかった」とされました。枕崎台風は被爆後6週間目に襲った猛烈な台風で広島では太田川が氾濫し、被爆地一帯は床上1mの濁流に洗われました。

アメリカ軍はその枕崎台風の後で一斉に放射能測定をさせてその放射能量を「初めからこれしかなかった」としたのです。

私はDS86第6章を一読して、怒りと悔恨(何故もっと早く目を通していなかったか!) で3日3晩眠れなかったことを昨日のように思い出します。

「内部被曝」は言葉として今は広範の人に認識され、今回の判決でも明快に判決の中に取り入れられている公式用語となっております。

今回の判決はいろいろな意味で画期的と称してよい判決でした。 西井和徒裁判長の名前は名裁判長として記憶すべきです。

もう一つ**添付した写真**は当日駆けつけた被爆二世でもあるフリージャーナリスト守田敏也 さん提供です。

昨日広島から帰還して、沖縄の夏空のもとに書いております。 くれぐれもご自愛ください。 皆々様のご健勝を心からお祈り申し上げます。

# 琉球大学矢ヶ崎教授・沖縄への自主避難者、嘉手納 PFAS 問題 吉田邦彦(北海道大学大学院法学研究科教授)

1. (福島放射能被害への警告) 3. 11から10年目の今年、沖縄への(福島放射能被災者の)自主避難者(区域外避難者)の受け入れに尽力する「つなごう命の会」会長の矢ヶ崎克馬名誉教授(琉球大学)が積年の課題の著書<sup>1)</sup>を上梓された。近年は、コロナ問題の背後に隠れ、放射能問題は風化し、最近では、充分な議論もないままに汚染水の放出も政府決定されている。放射能被害に関わる居住福祉は、近時根幹から揺らいでいるが、こうした中で、矢ヶ崎教授の本は、警告の著書で、終始変わらぬ一貫した態度で記述されており、感銘を受ける。

例えば、日本の原賠訴訟での司法がしばしば典拠とする国際組織(IAEA; IRCRP; UNSCEAR など)は、世界の原子力産業を支える側にあると看破されるし(11-12頁、80頁以下)、福島放射能被害の「因果関係」の立証は難しいとされつつも、福島県の死亡率の高さに言及され(62頁以下)、数多くの健康障害(死産、周産期脂肪、乳児死亡、甲状腺癌、先天性奇形、精神神経系、心筋梗塞など)などを、積極的に評価されるのも、教授ご夫妻の個人的な体験も関係しているように思われる。というのは、福島の放射能事故間もなく、ご夫妻で福島入りされて、献身的な放射能測定の帰結であろうか、2013年1月には、最愛の奥様を心臓発作で亡くされ<sup>2)</sup>、自らも、2013年から14年にかけて、硬膜下血腫に襲われる経験も、この実態把握には寄与していると推察する。東日本大震災直後は、あれだけ放射能汚染は恐れられたのに、その風化の著しい昨今、再度この警告の書を居住福祉学上も留意すべきことをお願いしたい。



(矢ヶ崎先生のご自宅を訪ねて)

2. (沖縄への自主避難者(区域外避難者)からの聞き取り)



(伊藤さんの絵画教室の案内)

同教授のお陰で、沖縄への福島からの自主避難者の伊藤路子さんにもレスト ラン「ゆかるひ」で昼食を取りつつ、お目にかかることもできた。放射能からで きるだけ遠いところ、原発がないところという基準で、初めての地沖縄を選んだ とのことである。中通りの白河市で自然素材を使った身体に優しいケーキやラ ンチを提供するカフェを営業していたにも拘わらず、突然の災難に全てを投げ 打って(衣類と通帳くらいを携えて)、放射能に敏感なお嬢様とともに那覇に来 られて(暫くは渡嘉敷島におられた由である)、目下那覇では色鉛筆画教室を開 かれている。10年間、一度も帰郷の機会はないままに、白河での経営家屋のロ ーンの請求は来て返済されたが、「ふた竃」の生活を続けている内に、元の旦那 様とは離婚されている。彼女は前記「つなごう命の会」の中心的存在とのことだ が、個人的にもどんなにか辛い10年であったろうと思うと、お別れの挨拶する 際に、不覚にも涙が出てしようがなかった。前記奥様の尽力で、「生業訴訟」の 沖縄原告数十名のひとりにもなったとのことだが、一般的には勝訴判決とされ る<sup>3)</sup> 反面で、「自主避難者の賠償は全く報われる額ではない」。原賠審の大きな 穴を埋めるのが司法の役割なのに、決してそうなっていない(「子ども被災者支 援法」の趣旨からも、自主避難者の避難の合理性が認められるならば、一番金銭 的救済が必要なのは、彼女たちである。救済額は一桁足りない)<sup>4)</sup>ことに「申し 訳ない」という思いで一杯のまま、レストランを出た。「ケーキ屋さんと絵画教 室とでは、随分生業を替えられましたね」との私の質問に対して、「ケーキは食 べ物に書いた絵です」という感性の素晴らしい答えが戻ってきたのが、印象的だ った。放射能は、感性の敏感な人ほど強く苦しめることを忘れてはならないだろ う。

# 3. (嘉手納での近時の問題――フッ素化合物汚染)

沖縄本島の広大な面積を占める嘉手納基地は、同島の貴重な水瓶(水資源)の上に位置し、同基地でふんだんに使われる泡消火剤には、フッ素化合物(PFAS、PFOS)が含まれて、これが沖縄の水資源を汚染し、妊娠高血圧症、腎細胞癌、精巣癌、甲状腺疾患、潰瘍性大腸炎、高コレステロール症などの深刻な疾患をもたらすことは、近時日本在住のイギリス・ジャーナリスト J・ミッチェル氏が指摘し注目されている<sup>5)</sup>。この問題の発祥地アメリカ合衆国よりも、日本の規制が遅れて、とりわけ日米地位協定の絡む沖縄の基地の状況が最悪とされる。従来型の不法行為の因果関係では救済にはならないという点では放射能汚染と類似し、今回の訪問で訪ねてみることとした。一番汚染が激しい、嘉手納基地から流れ出る大工廻(だくじゃく)川は、規制値の34倍の1508ng/Lを記録しているが(2019年)、同基地の封鎖により見ることはできなかった。しかし、いわゆる嘉手納ロータリー近くで、それに繋がり同様に汚染されている比謝(ひじゃ)川の取水地に行くことはできた(同川と繋がる長田川で取水ポンプ場が建設中であったが、この汚染エリアで大丈夫なのだろうかと思わざるを得なかった)。限られた時間にも拘わらず、こうした場所にも連れて行った下さった矢ヶ崎

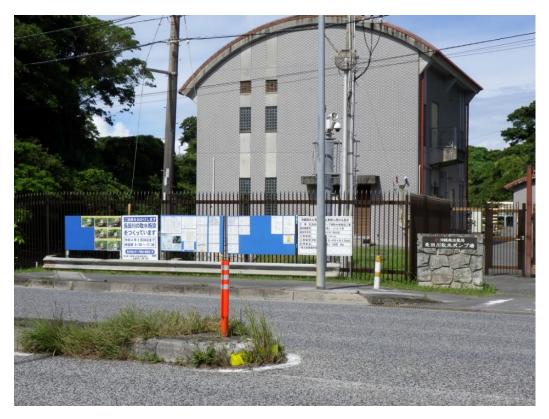
限られた時間にも拘わらず、こうした場所にも連れて行った下さった矢ヶ崎教授には感謝の言葉を知らない。ほとんど初対面に近い一介の民法研究者に、喜寿を迎えた先生は、「こういうことなら、お安いご用で、どんなときにも何時でも連絡して欲しい」と仰る。先生は、まだ福島が放射能で高濃度汚染に覆われているときに、被災者への思いから、自らの健康を顧みずに、奥様とともに、120回も私財を投げ打って沖縄・福島を往復された方である。完全に無私公徳の高潔の士である。先生の専門は、物性物理学である。分野を超えた学際的お付き合いの始まりに、往事の故早川和男先生の姿がよぎった<sup>6)</sup>。



(矢ヶ崎先生と嘉手納比謝川取水口を訪ねて)



(かつては赤子の出産時に使われたという湧き水には、近時警告文が出された)



(建設進む長田川取水ポンプ場)(2021年6月11日撮影吉田)



(長田川は、汚染河川の比謝川と繋がり、その合流点に取水ポンプ場建設が進むが、公衆衛生上、大丈夫なのだろうか?)

# 参考資料

- 1) 矢ヶ崎克馬・放射能被曝の隠蔽と科学(緑風出版、2021)。
- 2) 奥様の貴重なお仕事については、例えば、矢ヶ崎八重美追悼集 (201 3) 参照。
- 3) 例えば、仙台高判令和2年9月30日判例集未登載。
- 4) 矢ヶ崎・前掲書(注1) 277頁でも、「賠償は、雀の涙にもならない少額である。避難のために出費した実費は巨大だ。賠償は実際の苦難に応えるものであって欲しい」と批判される。同教授とのやり取りでは、担当弁護士の方針として、①避難の補償は要求せず、避難の損害論がきちんと請求されておらず、②賠償は自主避難者の場合、「一人5万円」程度の要求にとどめ(実際に獲得した賠償金は分け合う)、③国と東電の責任を認めさせることが主目的で、金銭目的ではない、④放射線被曝は事実上取り上げず、放射線被曝被害は「将来の恐れ」に留め、故郷に居住し続ける被害は放射線被害に位置づけていないとのことで、これでは区域外避難者に即した損害論になっているか、疑問である。

いわゆる自主避難者(区域外避難者)の問題については、私自身論じている(吉田邦彦「居住福祉法学と福島原発被災者問題(上)(下)――特に自主避難者の居住福祉に焦点を当てて」判例時報2239号、2240号(2015)、同「区域外避難者の転居に即した損害論・管見――札幌『自主避難者』の苦悩とそれへの対策」環境と公害45巻2号(2015)、同「東日本大震災・福島原発事故と自主避難者の賠償問題・居住福祉課題(上)(下)――近時の京都地裁判決の問題分析を中心に」法と民主主義509号、510号(2016)、同「福島原発事故の自主避難者問題が示す日中環境法学問題――福島・武漢(漢正街)・沖縄を繋ぐもの」龍谷法学49巻4号(池田恒男教授ほか退職記念号)(2017)など[いずれも、同・東アジア民法学と災害・居住・民族補償(後編)――災害・環境・居住福祉破壊現場発信集』(民法理論研究第7巻)(信山社、2019年)に所収])。

- 5) さしあたり、J・ミッチェルほか・永遠の化学物質――水の PFAS 汚染(岩波ブックレット)(岩波書店、2020)参照。私の沖縄滞在中にも、同誌の記事が地元紙に出ている(沖縄タイムズ2021年6月11日27面(PFOS基地内も隠蔽)(J・ミッチェル特約通信員執筆))。
- 6) 故早川博士が良く引かれたのは、イギリス福祉の父  $W \cdot H \cdot ベヴァリッジ(1879~1963)(1942年に「社会保険と関連サービス」(ベヴァリッジ報告書)を出す)の言葉であり、それは、「仲間が欠乏、病気、陋隘、無$

知、無為という社会的諸巨悪につかまって苦しんでいるのに、それを見過ごし、個人的繁栄に逃げ込むことに平静でいられない」という「社会的良心」であり、それが福祉の原点であると言うことで(早川和男・居住福祉(岩波新書)(岩波書店、1997)177-178頁参照)、矢ヶ崎教授の精神はまさにそれに通ずると思われる。

7) J・ミッチェルほか・前掲書(注5) 55頁によると、長田川取水ポンプ場は、684ng(2018年)で飲料目標値の約14倍、比謝川取水ポンプ場は、608ng(2018年)で目標値の約12倍との指摘がある(島袋夏子執筆)。

令和2年(行コ)第10号 「黒い雨」被爆者健康手帳交付請求等控訴事件(令和 3年7月14日判決言渡)

# 判 決 要 旨

## 1 事案の概要

本件は、広島原爆の投下後の黒い雨に遭った者ら(以下「本件申請者ら」という。)が、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(以下「被爆者援護法」という。)1条3号の「原子爆弾が投下された際又はその後において、身体に原子、爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」に当たると主張して、広島市長又は広島県知事に対し、被爆者援護法2条1項に基づく被爆者健康手帳の各交付申請をするなどしたところ、広島市長及び広島県知事が上記各交付申請をいずれも却下したことから、本件申請者らが、控訴人らに対し、被爆者健康手帳交付申請の各却下処分の取消しと被爆者健康手帳交付の義務付けを求めるなどした事案である。なお、本件申請者らの一部は、訴訟係属中に死亡し、その相続人が訴訟承継を申し立てた。

### 2 当裁判所の判断

(1) 争点1 (被爆者援護法2条1項に基づく被爆者健康手帳交付申請の却下処分 の取消し及び被爆者健康手帳交付の義務付けを求める訴訟についての訴訟承継 の成否)について

被爆者健康手帳の交付に伴って生ずる一般疾病医療費及び葬祭料の受給権は、被爆者健康手帳の交付申請者の一身に専属する権利ということはできず、上記交付申請者は、生存中に被爆者健康手帳交付申請の却下処分の取消判決を受けて、被爆者健康手帳の交付を受けたときには、交付申請時に遡って、一般の負傷又は疾病について医療を受けた場合に一般疾病医療費を受給することができる法的地位及び死亡した場合にその葬祭を行った者が葬祭料を受給することができる法的地位を有していたものと解されるところ、上記各法的地位は相続の対象となるから、被爆者援護法2条1項に基づく被爆者健康手帳交付申請

の却下処分の取消し及び被爆者健康手帳交付の義務付けを求める訴訟について,訴訟の係属中に申請者が死亡した場合には,当該訴訟は当該申請者の死亡により当然に終了するものではなく,その相続人がこれを承継すると解するのが相当である。

(2) 争点2 (被爆者援護法1条3号の「身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」の意義) について

被爆者援護法1条3号の「身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」の意義は、「原爆の放射能により健康被害が生ずる可能性がある事情の下に置かれていた者」と解するのが相当であり、ここでいう「可能性がある」という趣旨をより明確にして換言すれば、「原爆の放射能により健康被害が生ずることを否定することができない事情の下に置かれていた者」と解され、これに該当すると認められるためには、その者が特定の放射線の曝露態様の下にあったこと、そして当該曝露態様が「原爆の放射能により健康被害が生ずることを否定することができないものであったこと」を立証することで足りると解される。

(3) 争点3 (広島原爆の投下後の黒い雨に遭った者は、被爆者援護法1条3号の「原子爆弾が投下された際又はその後において、身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」に該当するか。) について

「広島原爆の投下後の黒い雨に遭った」という曝露態様は、黒い雨に放射性降下物が含まれていた可能性があったことから、黒い雨に直接打たれた者は無論のこと、たとえ黒い雨に打たれていなくても、空気中に滞留する放射性微粒子を吸引したり、地上に到達した放射性微粒子が混入した飲料水・井戸水を飲んだり、地上に到達した放射性微粒子が付着した野菜を摂取したりして、放射性微粒子を体内に取り込むことで、内部被曝による健康被害を受ける可能性があるものであったこと(ただし、被曝線量を推定することは非常に困難である。)、すなわち「原爆の放射能により健康被害が生ずることを否定すること

ができないものであったこと」が認められるというべきである。

そうすると、広島原爆の投下後の黒い雨に遭った者は、被爆者援護法1条3号の「原子爆弾が投下された際又はその後において、身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」に該当する。

- (4) 争点4 (本件申請者らは、広島原爆の投下後の黒い雨に遭ったか。)
  - ア 黒い雨降雨域の範囲
    - (ア) 宇田雨域には、広島原爆の投下後に黒い雨が降った蓋然性が高いという ことができるが、宇田雨域の範囲外であるからといって、広島原爆の投下 後に黒い雨が降らなかったとするのは相当ではなく、実際の黒い雨降雨域 は、宇田雨域よりも広範であったと推認される。
    - (イ) 増田雨域及び大瀧雨域にも,広島原爆の投下後に黒い雨が降った蓋然性があるというべきである。
  - イ 個別に検討すると、本件申請者らは、いずれも、少なくとも、昭和20年 8月6日午前8時15分の広島原爆の投下後、黒い雨降雨域(宇田雨域、増 田雨域又は大瀧雨域のいずれかに属する地域)の各地に雨が降り始めてから 降り止むまでのいずれかの時点で、当該黒い雨降雨域に所在していたと認め られるから、広島原爆の投下後の黒い雨に遭ったと認められる。

## (5) まとめ

以上によれば、本件申請者らは、被爆者援護法1条3号の「原子爆弾が投下された際又はその後において、身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」に該当することから、広島市長及び広島県知事が本件申請者らの被爆者健康手帳の各交付申請について各却下処分をしたのは違法であって、上記各却下処分は取消しを免れず、また、広島市長及び広島県知事が本件申請者らに対して被爆者健康手帳を交付すべきであることは明らかであるから、広島市長及び広島県知事に対し、被爆者健康手帳の交付を義務付けるのが相当である。

# 3 結論

以上の次第で、被控訴人らの各主位的請求はいずれも理由があるところ、これと同旨の原判決は、本件申請者らが被爆者援護法1条3号の「原子爆弾が投下された際又はその後において、身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」に該当するとの判断の根拠として402号通達を用いるなどした点で失当であるが、結論において正当であり、本件各控訴はいずれも理由がない。

以上

